

## 知的財産高等裁判所創設と今後の展望

長谷川 暁司\*

**抄録** 2005年4月に知的財産高等裁判所が創設される。これは知的財産訴訟制度が改革されていく中で象徴的な意味を有するものであって、日本国として掲げた知的財産戦略の中核をなすべきものである。しかしながらアメリカでは既に20年以上前に、知的財産事件を専門的に取り扱う連邦巡回控訴裁判所、いわゆるCAFCが設立されている。この点だけを見れば日本はアメリカに遅れをとったということになるが、日本がアメリカの後を同じように進む必要はない。また、国レベルの知的財産戦略の構築は、世界的な産業競争力の強化であるはずであり、知的財産高等裁判所の設立をはじめとする知的財産訴訟制度の改革だけで競争力の強化が達成できるものでもない。

以下では知的財産高等裁判所の設立の経緯とともに、今後法曹界、産業界が考えなければならないと思われる内容について私見を記載する。

### 目次

1. はじめに
2. 日本の知的財産強化策の中での知的財産高等裁判所設立の位置付け
  - 2.1 知的財産高等裁判所の概要
  - 2.2 知的財産高等裁判所の意義
3. 知的財産高等裁判所創設に伴う課題
4. 最後に

### 1. はじめに

筆者は1986年から数年の間アメリカのニューヨークに駐在していた。当時の業務は、技術系バックグラウンドを持つ駐在員として、技術情報の収集および投資、新事業の立ち上げ等のサポートに従事していた。

そのころ、アメリカのいろいろな大学から新しい研究やプロジェクトあるいはコンファランス等を紹介する手紙やパンフレットがよく舞い込んできた。多くの大学内には、新しい研究内容を論文に投稿する前にいち早く企業に紹介し、企業は興味がある研究内容に有料でアクセ

スできることを可能にするシステムができてきていた。

この時代のアメリカは、低価格、高品質な製品を世界中に送り出していた日本に部分的に遅れを取ろうとしていた。アメリカは当時このような状況に大きな危機感を持っていたのではないかと思われる。

1979年にカーター大統領は産業技術革新政策に関する教書を提唱し、産業の技術革新の振興に向けては、知的財産権の保護強化が必要であるという認識を持ったことを契機として、アメリカではこの後矢継ぎ早にさまざまな知財関連政策が施行されていった。

1980年にはバイドール法が制定され、政府資金による研究開発の成果に対しても大学が所有権を取得することが許容され、その後官民間の技術移転のインセンティブを高める種々の制度が生まれ、その結果として新技術の商業化が促

\* 三菱化学(株) 理事・知的財産部長  
日本知的財産協会 常務理事, 2003年度司法制度改革プロジェクト・メンバー Koji HASEGAWA

進されたと言われている。

その後、1983年には連邦巡回控訴裁判所（以下、「CAFC」という。）が設立され、1985年には有名なヤング・レポートが作成された。このレポートでは米国の世界的な競争力の強化に向けて知的財産の保護強化のための国内法改正の必要性が盛り込まれている。

筆者がアメリカに駐在していたのは丁度、これらの知的財産の保護強化施策がアメリカ国内で実行されつつある時代であった。

多くの大学はTLOまたはそれに類似の組織を設立し、先に述べたように、希望する企業からは、優先的に新しい研究にアクセスできるプログラムを作成していた。企業はこのシステムに有料で加入すると、新しい研究内容に優先的にアクセスできる。研究内容に興味があれば、さらに共同研究に進むこともできるし、独占的な実施権を取得することも可能であった。

筆者が知っているあるアメリカ東部の有名大学では、日本から招聘された高名な大学教授がこのような組織の責任者として活躍されていた。アメリカの大学の日本企業に対する当時の姿勢がうかがわれる。

アメリカの以上のような動きは現在の日本の状況と類似している。日本が1990年代の長い不況を乗り越え、世界的な競争力を取り戻すためには産業競争力の強化が必要であるが、そのためには科学技術創造立国としての基盤を固めることが重要であるとされ、2002年7月に知的財産戦略大綱が、国家の方針として策定され、同年11月には知的財産基本法が施行された。その後は省略するが種々の政策が実施され、2005年4月には知的財産高等裁判所が設置されるにいたった。

このような動きは、1980年代以降のアメリカの動きと酷似している。アメリカにおいて、こ

のような知的財産保護強化策は国家的な産業競争力強化に有効であったか否かについては、マクロ的な検証とミクロ的な検証が必要であると考えられるが、マクロ的に見れば確かにアメリカはこの20年で産業競争力を強化させたといえる。ミクロ的に見るとすれば、アメリカの電気、機械、化学の代表的な企業のこの20年間の知的財産戦略の変化を追跡することは興味深いが、他の研究に譲ることとしたい。

筆者が感じた例を挙げれば、ある大手化学企業は、1980年代前半までは知的財産を他社にライセンスすることは基本的になかったが、1980年代の後半からは、そのような方針に転換することを発表していた。さらにライセンスできる技術のポートフォリオを作成してコンファレンス等で発表したり、他の企業を訪問して説明したりしていたことを覚えている。

アメリカの大手化学会社の中で、知的財産の活用に関して、類似の方向に方針転換を図った企業は他にもある。これらの方針変更は、知的財産の強化政策であるか否かは別として、これまでは主として、自己実施をサポートするための排他力形成に使用していた知的財産に対する価値観を、アメリカの知的財産に関する価値観の変化の中で変更していったことに変わりない。

## 2. 日本の知的財産強化策の中での知的財産高等裁判所設立の位置付け

### 2.1 知的財産高等裁判所の概要

2004年6月に知的財産高等裁判所設置法が公布され、2005年4月1日より施行されることとなった。

その概要は以下のとおりである。

(1) 知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の中の法律上独立した高等裁判所として

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

## 創設

司法制度改革推進本部に設置された知的財産訴訟検討会では、知的財産高等裁判所は、第9番目の法律上独立した高等裁判所として創設されるという案が同時に検討されていた。産業界からは、国際化する知的財産紛争の解決に向けて、国家として知的財産重視という姿勢を内外に向けて明確にすることが重要であり、また世界の知的財産紛争の裁判をリードするという観点からも第9番目の知的財産高等裁判所の必要性を主張していたが、結果としては東京高等裁判所の中に創設されることとなった。

### (2) 取り扱う事件に関する規定の概要

この点については、法律をそのまま記載するのではなく、第14回の知的財産訴訟検討会配布資料（2003年12月5日）がわかりやすいのでこれを引用する。知的財産訴訟検討会については以下単に検討会という。

- 1) 特許庁の審決に関する訴え（第二条第二号）
- 2) 特許権等に関する訴え（特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え）についての、東京高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所および大阪地方裁判所の終局判決に対する控訴（第二条第一号）
- 3) 東京高等裁判所の管轄区域内に提起された、著作権等（意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く）出版権、著作者隣接権若しくは育成者権に関する訴え、不正競争による営業上の利益の侵害に係わる訴え）に関する訴えについての地方裁判所の終局判決に対する控訴（第二条第一号）

知的財産高等裁判所が第9番目の独立した裁

判所とすると、関西方面で起きた意匠権、商標権等に関する地方裁判所の判決に対する控訴審がすべて東京の知的財産高等裁判所に集約されることになり、一部では地方在住者の裁判を受ける権利を阻害するという批判があったが、今回の改正ではこれは回避されることになった。

- 4) 知的財産高等裁判所設置法の第二条一号、三号（二号は特許庁の審決に不服を提起する場合、第三号は一号、二号の掲げるもののほか、主要な審理に知的財産に関する専門的な知見を有する事件）には、裁判所の取り扱う事件は「審理に専門的な知見を有するもの」という規定がある。

また、第四号では、第一号若しくは第二号に掲げる訴訟事件又は前号に掲げる事件で訴訟事件であるものと口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件、と規定されている。

これらの規定についてはわかりにくい面があるが、第16回検討会の答申（平成16年1月21日）では以下のように述べられているところが参考になる。

#### 〈質問〉

「専門的な知見を要するもの」という言葉が入っているが、これは今までの議論からした場合、決して制約的な意味ではないと理解してよろしいか。

それから、「その他主要な争点につき知的財産に関する専門的な知見を要する事件」という意味は、例えば東京高裁の管轄区域内に所在する地方裁判所に提起された、著作権等に関する専門的な知見を有する事件の控訴事件には属しないような意匠権や商標権の侵害事件も取り扱うことがありうるというような考え方という意味でとらえてよろしいか。

#### 〈回答〉

まず、前者の質問については、今の運用を制

約するという趣旨ではない。その他主要な争点につき知的財産に関する専門的な知見を要する事件とは、どのようなものを想定しているかという、特許に関する保全に関する事件とか、それから知財事件に関する抗告事件について高裁が扱う場合、それから知財事件そのものではなくて、関連事件として併合審理すべき事件というものがある。そういうものも含まれるという趣旨。

後者の質問として、東京高裁の管轄区域内に所在する地方裁判所に提起された、著作権等に関する専門的な知見を要する事件の控訴事件について、管轄が今までなかったものが出てくるということになるのかという質問だと思うが、法律に規定される事件というのは、管轄を規定しているものではなくて、知的財産高等裁判所を設置するにあたって、どういう事件を取り扱うことになるのかを規定したもので、管轄の規定は別途今までの民事訴訟法において規定されており、今まで扱わなかった意匠とか商標の西日本のものを扱うことになるということを想定しているのではない。

## 2.2 知的財産高等裁判所の意義

知的財産高等裁判所の構想は既に知的財産戦略大綱の中にも記載されている。そこでは管轄の集中化により、実質的な特許裁判所機能の創出を目的とした検討が期待されている。

しかしながら最初に述べたとおり、日本における知的財産の保護強化は、20年前のアメリカと同じ方向性を有するものであり、今回の知的財産高等裁判所はアメリカにおけるCAFCの設立の趣旨を参考にしたことは間違いなく、今一度CAFCの趣旨を振り返ることとする。

CAFCは1983年に設立された。1980年のバイドール法の制定、1985年のヤング・レポートの作成には含まれた、アメリカの知的財産政策転

換期の真只中の出来事であった。いわゆるプロパテント政策を掲げたアメリカのスタート地点という意味を有するものであった。

その頃アメリカは知的財産に関する訴訟の件数が増加傾向にあったが、知的財産に関する訴訟は、まず連邦地裁に訴訟が提起され、控訴審は全米を10の巡回区に分けた巡回区毎の連邦高等裁判所で行われていた。その結果巡回区毎で判決が大きく異なり、一つの法解釈を巡っても連邦高等裁判所毎で食い違っていたということがよく起こったと言われている。

またこのような事態を解決する責任を負っていた連邦最高裁判所も、統一した判例を示すことができなかった。このために、訴訟代理人としては自己のクライアントに有利な判決を出すことが期待できる巡回区に提訴するという、いわゆるフォーラムショッピングが横行していた。

このため連邦政府は法解釈の統一性の確保を目的とした新たな裁判システムの創設の必要性を感じて調査研究を行った。その結果としてCAFCが設立されたのである。この結果、知的財産に関する訴訟は、まず連邦地裁に提訴された後の控訴審はすべてCAFCに控訴されることとなった。

CAFCが創設されたことによって実際に判例が統一されたか否かについてはさまざまな意見がある。CAFCは個々の裁判官の独自性が強く、判例も統一されているとは言いがたいという意見がある。その証拠に均等の考え方も随分振れているのではないか、というものである。CAFCが設立される以前では、異なる巡回区間の判決の統一性はなかったが、巡回区の中では今のCAFCよりも統一性は高かったという意見もある。

確かに均等の判決はCAFCが創設された頃は、特許権者にきわめて有利であると思われるほど特許権の範囲が広く認定されたが、最近は考え方が変わってきて、認定の範囲が狭くなっ

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

てきている。20年の歴史の中で判決が揺れ動いてきたということが言える。しかしながら近年は、

- (1) 陪審の権限の制限（マークマン）
- (2) 均等論に対する制限的な考え方
- (3) 技術への回帰と言われる傾向——技術以外の部分での長期の議論に対する警告

等の考え方が導入されてきている。20年のあいだ、迷走はあったものの、ある方向に収束する傾向が見られてきたといえることができるが、これはCAFCという一つの高等裁判所を創設した効果に他ならない。

そのような意味では、日本の知的財産高等裁判所は以前から高等裁判所の中の知的財産専門部が独立したものであって、従来からその機能は継続的に所有してきたものであるから、アメリカほどの迷走は無いのではないかと期待される。

日本の知的財産高等裁判所の創設はアメリカのCAFCほどドラマチックなものではない。なぜなら以前から東京高等裁判所の中に知的財産の専門部があり、また民事訴訟法の改正により、地方裁判所レベルにおいても、特許等の侵害訴訟の提起は東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に限定されていたからである。知的財産高等裁判所設立検討過程においても、高等裁判所のレベルでの知的財産関連の控訴事件については東京高等裁判所に管轄を絞ることが可能であり、なにも知的財産高等裁判所の創設は必須とは言えないのではないかという議論があった。

労働問題、公害問題、薬害問題等においても、裁判の過程では専門的な知識が必要であり、これらの分野でも専門の裁判所が必要になってくるのではないかといった議論もあった。

知的財産に係わる問題は、将来の日本の方向性を考えたときに、資源の少ない日本の進む道は技術創造立国としての基盤を固めることが重

要課題であるという国家レベルの認識から始まっている。そのような方向性が日本の経済を再生させ、国際競争力を有して、持続的な発展を目指すことができると国家的に考えたのである。

知的財産高等裁判所の創設は、このような方向性を内外に発信すると同時に、日本の方向性を自ら確認するための象徴的な改革であったといえることができるであろう。

また一方、産業界から強く望まれていた、「判決の予見可能性の向上」という課題も、知的財産高等裁判所の創設によって期待されるものである。

企業にとっては、事業を展開していく上で、判決の予見性は重要な課題である。判決に予見性がなければ、すなわち判決の内容が、事件毎に大きく振れていては、第三者の特許の存在に対して企業は必要以上に慎重にならざるを得ないということになる。

知的財産高等裁判所が、その上級審として最高裁判所があるとしても、実質的に判例を構築していく機能を有することは産業界にとって重要であり、この点に多大な期待を有するものである。

### 3. 知的財産高等裁判所創設に伴う課題

日本の知的財産高等裁判所は、知的財産権の侵害問題及び特許庁の審決取り消し訴訟を取り扱う裁判所としてCAFCと類似しているが、大きく異なる点がある。それは、日本の知的財産高等裁判所が知的財産に関する事件だけを取り扱うのに対し、CAFCはその他の事件も取り扱うということである。

CAFCの取り扱う事件のうち、知的財産に関する事件は30%程度であると言われている。残りは国際貿易委員会における関税法37条のもとでの決定の再審理、国際取引裁判所の判決に対する控訴事件等であるとされている。CAFCが知的財産だけを取り扱う裁判所にならなかった

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

理由として以下のようなことが挙げられている。

- (1) 特別裁判所においては、裁判官の視野が極めて狭いものになってしまうことの懸念
- (2) 裁判官が自らの政策的見解を判決に反映させる可能性
- (3) 裁判官の任用に際して、特定の利益団体の影響を受ける可能性

等である。

以上のような見解があったために、CAFCは知的財産事件のみを扱う特別裁判所ではなく、現在のような形になったのである。

特許裁判所のような特別裁判所の設立に反対する意見の中で、(2)あるいは(3)は日本において現実的とは思われないが、(1)については注意が必要である。なぜならば、知的財産事件の中には、単なる法律解釈問題ではなく、技術問題を常に含む他に、最近では職務発明の取り扱いに関する事件のように、企業活動を継続していく中で生まれてくる発明の取り扱いをどうすべきなのかという、過去に無かった新しい問題について判断しなければならないような事件が起きてきている。

知的財産権を取り扱う裁判官は技術的な素養を持つべきであるという議論は既に起きているが、技術に関する問題については、裁判官がその技術の専門家から意見を聞くことが可能である。たとえ技術的バックグラウンドを有する裁判官であっても、あらゆる技術に精通しているということはない。技術的素養を有する裁判官であれば、確かに技術の理解度の速さ、深さに関しては有利であるものの、あらゆる技術をカバーすることはできないから、事件毎に必要な技術を有する専門家の意見を聞くことができる制度をつくることのほうが先である。

もっと重要なことは、裁判官は社会から切り離されてはいけないということではないかと考

えるのである。

今回の知的財産高等裁判所創設にあたっての議論の中でも、特別裁判所の欠点として、裁判官の視野が狭くなるという危険性が挙げられている。その解決のためには、判事に通常事件も取り扱う経験を与えること、知財・技術に強い弁護士を登用すること等が検討されている。

筆者の経験であるが、随分前に、ある技術分野で、特許庁の審査官に会社の施設を見学してもらったことがある。施設を見学していただいた後、感想を聞いたところ、審査官の一人が、あのような実験をほんとうにやっているのですね、と答えたことが非常に印象的であった。発明者は自動試験機により、繰り返し、繰り返し(時には何十万回)サンプルの耐久テストを行うのであるが、外部から見ると、とてもほんとうに実行しているとは見えないものらしい。

この出来事を通じて、特許庁の審査官との交流の重要性を感じたものである。この経験は実験に関することであるが、その他にも企業の中にいけば当然知っていることであっても、特許庁や、裁判所の中の世界が違うゆえにまったく知らなかったりすることが多いのではないかと思われる。逆に企業の中の人々が特許庁や裁判所の中の常識を知らないこともあるということになるのかもしれない。

知的財産権訴訟の当事者は、原告の立場であれ、被告の立場であれ、判断を裁判官に委ねることになるわけであるから、判断する立場の裁判官には、社会の常識を持って、バランスが取れた判断を望むのは当然のことである。

日本知的財産協会は産業界と判事の方々の、さまざまな意見交換を含む交流が非常に重要なことであることを認識している。また地裁、高裁の判事の方々も産業界との意見交換に大きな興味を抱いていただいている。

訴訟制度が改革され、知的財産高等裁判所が

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

創設されたこの機会に、判事の方々と産業界の接触を今後ますます促進し、お互いの常識の幅を広げていくことが非常に有用であると考えられるものである。

#### 4. 最後

知的財産高等裁判所の創設が、日本が知的財産の保護強化に大きく舵を取るという意思表示を内外に示したという意味があることは先に述べた。今後はこの知的財産の保護強化が実行されていくこと、それと並行して日本が科学技術創造立国としての基盤固めの一環となりうるか否かが重要な課題である。

知的財産の保護強化のための訴訟制度改革であるが、知的財産高等裁判所が創設されれば自動的に訴訟制度が改革されるのではなく、実際は並行して検討されている以下のような施策が実行されていく必要がある。簡単に言えばスピードと透明性である。

- (1) 証拠収集手続きの機能強化
- (2) 証拠収集手続きの機能強化に伴う秘密の保持
- (3) 技術の複雑化に伴う技術専門性への対応

これらの問題に対しては、実際に地方裁判所では既に対応が具体的に進められていると言われているので期待したい。

科学技術創造立国への基盤固めとしては、訴訟制度とは別に産学連携のいっそうの推進が必要であるとともに、産業界がいかに知的財産の創造、取得、活用に対して具体的な戦略を立てられるかにある。国家として知的財産の重要性が標榜され、システムが変革されていくだけでは実際の産業社会は変わっていかない。前にも述べたが、アメリカでは、プロパテント政策の中で、企業自体が知的財産戦略を見直し、変更していった例がある。おそらく日本が真の知財立国となりうるか否かはこの点にあるのではないかと考えられる。

知的財産の保護強化のインフラが整えられていく中で、企業がこのシステムを十分に活用するためには、事業、研究、知的財産の連携を強化するための方法論を確立していく必要性が望まれる。

(原稿受領日 2004年12月14日)